令和２年６月 13 日～14 日梅雨前線豪雨による農業用施設災害復旧について

農林水産課

１　趣旨

令和２年６月 13 日～14 日梅雨前線豪雨により、尾張地内の農道法面が崩落する被害が発生したため災害復旧を行う。

・６月豪雨による被害件数…農地２件、農道１件、ため池１件、林道１件

２　災害位置、状況





３　概算復旧費

測量設計業務委託料　847 千円　　復旧工事費　約 200 万円

４　経過、今後の予定

災害査定に係る測量設計業務については、予備費にて予算措置し、発注済み。工事請負費については９月補正で要求予定。

・６月 14 日　災害発生(６月 18 日地元関係者より通報)
・６月 30 日　尾張部落から負担同意を取得
・７月 17 日　災害査定測量設計業務を発注
・８月下旬予定　災害査定
・９月予定　工事発注

琴浦町の農業の振興に関する計画(27 号計画)の策定について

農林水産課

1　目的

生産性の高い優良農地においては、農地転用は原則不許可ですが、農業振興地域の整備に関する法律等において、「町が定める地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(通称「27 号計画」)」に位置付けられた施設の用に供する場合には、優良農地であっても限定的に農用地区域から除外し、農地転用が可能とされています。

琴浦町の農業の振興に関する計画は、法万地内の第１種農地を農用地区域から除外し、ワイナリーを中心としたレストランや宿泊施設等の複合施設を建設することで、①ブドウ栽培による耕作放棄地の発生防止、解消等、②ワイン等の新たな加工品の推進、③レストランへの地元農畜水産物の使用による生産者の所得向上、④琴浦町の新たな魅力発信など、当該地域における農業の振興を図ることを目的として策定するものです。

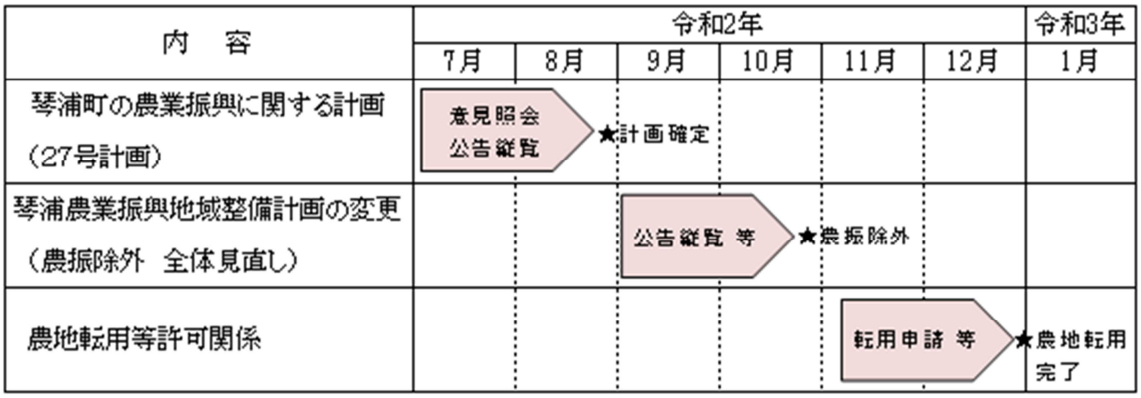
2　施設概要

(１)　位置　琴浦町法万 1052 番 28 ほか 36 筆

(２)　面積　37,004 ㎡(農用地区域からの除外面積)　　※詳細は下表のとおり

施設の種類	面積	備考(予定)
ワイン醸造所	194 ㎡	鉄骨造一部 2 階建
レストラン兼直売所	416 ㎡	鉄骨造平屋建 37 席 10 テーブル(集客見込：11 千人／年)
宿泊施設	318 ㎡	鉄骨造平屋建 2 棟 1 棟あたり 3 部屋 9 人(宿泊見込：1 千人／年)
施設に付随するその他施設	10,338 ㎡	オープンデッキ、フラワーガーデン、駐車場等
大型車駐車場等	4,421 ㎡	大型バス 5 台
ブドウ園	21,317 ㎡	栽培見学 等

3　今後の予定



※計画内容に変更が生じた場合は、再度公告縦覧等の手続が必要

N

S＝1／５００

ワイナリー計画平面図

